

(写)

滋賀県と龍谷大学との連携・協力に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と龍谷大学および龍谷大学短期大学部（以下「乙」という。）は、滋賀の活性化を図ることを目的として、相互に連携・協力しながら、協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲および乙は、次の事項について、包括的な連携・協力のもと、相互に合意した具体的な事業に協働で取り組む。

- (1) 産業の振興に関する事
- (2) 健康・福祉の増進に関する事
- (3) 環境の保全に関する事
- (4) 農業の振興に関する事
- (5) 地域の活性化・若者の定着に関する事
- (6) 教育の振興に関する事
- (7) その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月27日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造

乙 京都府京都市伏見区深草塚本町67

龍谷大学長

赤松 徹真

龍谷大学短期大学部 学長

赤松 徹真